

2020年5月13日

守口市長
西端 勝樹 殿

守口市職員労働組合
中央執行委員長 志鎌克巳



2020年夏季・一時金要求書

私たちは、5月12日に開催された市職労第33回中央執行委員会で、下記の切実な要求を決定しました。ついては貴職が、私たちの要求に誠意をもって回答されるよう求めるものです。

記

1. 夏季一時金として、全職員に2.86ヵ月プラス一律45,000円を支給すること。
2. 人事評価制度は、職場支配・職場分断・職員間競争ではなく、人材育成・市民サービス向上を目的としたものにする。また、賃金・一時金反映は中止すること。
3. 人事評価制度については、
 - ①係員については業績評価を中止すること。
 - ②公平・公正性の確保、客観性・合理性のある評価基準の確立、評価結果の詳細の本人への開示、部局単位での評価結果の公表を行うこと。
 - ③結果に対する苦情の申し出や修正等の権利保障を行うこと。
 - ④目標設定にあたっては、個人面談ではなく、職場会議を行うこと。
 - ⑤人事評価制度の見直しについての労使協議を実施すること。
4. 一時金における職務・職階給などによる差別支給制度は撤廃し、全職員に一律大幅増額をすること。
5. 一時金は、勤勉手当を廃止し、すべて期末手当のみで支給すること。
6. 再任用職員、会計年度職員の一時金についても、職員と同様に支給すること。
7. 育児休業中の職員に、一時金を全額支給すること。および、いかなる不利益扱いもしないこと。
8. 夏季一時金は、6月30日までに一括支給すること。
9. 夏期特別休暇は8日に復元すること。
10. サービス残業をなくすこと。超過勤務を行った際には、適正な処理をすること。
11. 自治体として果たすべき業務に必要な専門職、事務職員を採用によって補充すること。
12. 日本国憲法を堅持し、国民主権・恒久平和・民主主義・基本的人権の尊重・地方自治等の日本国憲法の理念・原理を国民のくらしに生かすこと。



収	受
令和 2年 5.13	
人 第 29 号	市
守 口 市	

21